

地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	0	0	0	7	6
							1

9 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		列 番 号	(1)
		行 番 号	数 量 ・ 件 数
		9	12 19
引 取 数 量 ①		0 1 0	2,090,998 ^(kl)
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		0 2 0	257,916 ^(kl)
差 引 ①-② ③		0 3 0	1,833,082 ^(kl)
欠 減 量	特 約 業 者 1/100	0 4 0	17,550 ^(kl)
	元 売 業 者 0.3/100	0 5 0	234 ^(kl)
	計 ④	0 6 0	17,784 ^(kl)
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		0 7 0	1,815,298 ^(kl)
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ③)	0 8 0	0 ^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0 9 0	0 ^(kl)
納	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ④)	1 0 0	4,689 ^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 1 0	0 ^(kl)
付 等 の 分	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 1 4 4 の 2 ⑤)	1 2 0	0 ^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 3 0	0 ^(kl)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 1 4 4 の 3 ① V)	1 4 0	0 ^(kl)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 5 0	0 ^(kl)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 1 4 4 の 3 ① VI)	1 6 0	24 ^(kl)
	そ の 他	1 7 0	4,449 ^(kl)
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 8 0	741 ^(kl)
	計 ⑥	1 9 0	9,162 ^(kl)
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	2 0 0	741 ^(kl)
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	2 1 0	8,421 ^(kl)
合 計 ⑤+⑧		2 2 0	1,823,719 ^(kl)

区 分		列 番 号	(1)
		行 番 号	数 量 ・ 件 数
		9	12 16
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	2 3 0 ^(件)
		登 録 数	2 4 0
		事 務 所 等 の 数	2 5 0
の 分	特 約 業 者	本 店 の 数	2 6 0
		登 録 数	2 7 0
		事 務 所 等 の 数	2 8 0
の 分	計	本 店 の 数	2 9 0
		登 録 数	3 0 0
		事 務 所 等 の 数	3 1 0
の 分	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	3 2 0
		事 務 所 等 の 数	3 3 0
の 分	そ の 他 の 者	本 店 の 数	3 4 0
		事 務 所 等 の 数	3 5 0

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④)(法144の25⑤の準用含む)により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

地方公共団体コード						表番号	
2	3	0	0	0	6	7	9
2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調

区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61
法 第 百 四 十 四 条 の 五 開 係	輸出	0 1 0	9	9,190	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用用品	0 2 0	0								
	その他	0 3 0	9	9,190							
	課税済み	0 4 0	132	177,427							
	小計 ㉠	0 5 0	141	186,617	0	0	0	0	0	0	0
の 法 第 百 四 十 四 条 開 係	石油化学製品製造業	0 6 0	1	72	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0 7 0	1	72							
	ポリプロピレンの製造工程等	0 8 0	0								
一 法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 項 第 一 号 開 係	船舶	0 9 0	1,603	27,554	39	14,705	0	0	1	99	0
	漁船	1 0 0	850	16,936	7	251					
	自衛隊	1 1 0	0	41							
	海上保安庁	1 2 0	3	449							
	その他	1 3 0	750	10,128	32	14,454			1	99	

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)

区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61	
法 附 則 第 十 二 条 の 七 第 一 項	第二号	1 4 0	2	4,018								
	第三号	1 5 0	8	9,355	7	274						
		1 6 0	0	39								
		1 7 0	4	1,511								
		1 8 0	1	7								
	第四号	農業等	1 9 0	453	2,625	59	36	0	0	1	3	0
		国	2 0 0	0								
		地方公共団体	2 1 0	8	46							
		委託を受けて農作業を行う者	2 2 0	3	55	1	1					
		農地の造成又は改良を主たる業務とする者	2 3 0	0								
		その他	2 4 0	442	2,524	58	35			1	3	
		林業等	2 5 0	11	352	0	0	0	0	0	0	0
		国	2 6 0	0								
		地方公共団体	2 7 0	0								
		素材生産業を営む者	2 8 0	11	352							
	その他	2 9 0	0									

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)

区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等	数 量 (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
		①	②	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)
	9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	61
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	30	1,067	1	1					
		生コンクリート製造業	0								
		鉱物の掘採事業	71	10,474	62	13,203					
		とび・土工事業	54	3,706	5	54					
		鉱さい・パラス製造業	1	378							
		港湾運送業	53	8,554	2	22					
		倉庫業	34	530	96	114					
		鉄道貨物利用運送事業	2	8							

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	9
	2	3	0	0	0	6	6	2

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)

区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数 27	税 額 (千 円) 32	件 数 38	税 額 (千 円) 41	件 数 46	税 額 (千 円) 50	件 数 55	税 額 (千 円) 61
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	3 8 0	1	94							
	鉄道貨物積卸業	3 8 0	1	94							
	航空運送サービス業	3 9 0	10	524	2	6					
	廃棄物処理事業	4 0 0	12	86	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	4 1 0	7	63							
	地方公共団体の長の許可等を受けた者	4 2 0	5	23							
	国土交通大臣の許可を受けた者	4 3 0	0								
	木材加工業	4 4 0	24	248							
	木材市場業	4 5 0	15	79							
	堆肥製造業	4 6 0	1	8							
索道事業	4 7 0	1	10								
小計 ⑥	4 8 0	2,392	71,299	273	28,415	0	0	2	102	0	0
法附則第十二条の二の七第五項関係 ⑦	4 9 0	0									
法附則第十二条の二の七第六項関係 ⑧	5 0 0	0									
アメリカ合衆国軍隊関係 ⑨	5 1 0	0									
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ⑩	5 2 0	0									
合計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥	5 3 0	2,533	257,916	273	28,415	0	0	2	102	0	0